

川崎市居住支援協議会

令和4年度 定期総会 議事次第

議 案

- (1) 第1号議案 役員交代（案）について
- (2) 第2号議案 令和3年度事業報告（案）について
- (3) 第3号議案 令和3年度決算報告（案）及び監査報告について
- (4) 第4号議案 令和4年事業計画（案）について
- (5) 第5号議案 令和4年補正予算（案）について
- (6) 第6号議案 会員の新規加入（案）について
- (7) 第7号議案 川崎市居住支援協議会会則 改正（案）について

(配布資料)

- ・ 議事次第
- ・ 資料1 第1号議案 役員交代（案）
- ・ 資料2 第2号議案 令和3年度事業報告（案）
- ・ 資料3 第3号議案 令和3年度決算報告（案）及び監査報告
- ・ 資料4 第4号議案 令和4年度事業計画（案）
- ・ 資料5 第5号議案 令和4年度補正予算（案）
- ・ 資料6 第6号議案 会員の新規加入（案）
- ・ 資料7 第7号議案 川崎市居住支援協議会会則別表 改正（案）

- ・ 参考資料1 令和4年度協議会スケジュール
- ・ 参考資料2 川崎市居住支援協議会会則
- ・ 参考資料3 神奈川県内の居住支援法人

【第 1 号議案】

川崎市居住支援協議会 役員交代(案)

役職	団体等	氏名	前任者
会長	川崎市 まちづくり局 住宅政策部長	長澤 貴裕	
副会長	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎北支部 支部長	中尾 健治	中村 公則
	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 常務理事	邊見 洋之	
幹事	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎北支部 支部長	中尾 健治	中村 公則
	公益社団法人 全日本不動産協会 神奈川県本部 川崎支部 支部長	米田 恵子	
	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 神奈川県支部 副支部長	加藤 豊	
	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 川崎市あんしんセンター 部長	関川 真一	
	川崎市地域自立支援協議会 精神障害者地域移行・地域定着支援部会	井藁 元子	二ノ宮 由江
	特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 理事長	婁 安	
	特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 理事長	永島 優子	
	川崎市 市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 課長	佐藤 紀子	
	川崎市 健康福祉局 地域包括ケア推進室 担当課長	久々津 裕敏	
川崎市 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課 担当課長	小島 隆司		
会計 監事	一般財団法人 高齢者住宅財団 総務部長	小岩 光弘	

(敬称略)

【第 2 号議案】

令和 3 年度 川崎市居住支援協議会 事業報告（案）

1. 総会等の開催

- (1) 幹事会 … 令和 3 年 4 月 15 日（木）
 定期総会 … 令和 3 年 5 月 27 日（木）
 「令和 2 年度事業・決算報告（案）」「令和 3 年度事業計画／予算（案）」等について承認の議決を得るために開催
- (2) 臨時総会 第 1 回 … 令和 3 年 8 月 2 日（月） ※書面表決
 「川崎市居住支援協議会 役員交代（案）」について承認の議決を得るために開催
 臨時総会 第 2 回 … 令和 4 年 1 月 28 日（金） ※書面表決
 「令和 3 年度補正予算（案）」について承認の議決を得るために開催
- (3) 専門部会による協議
- ・「すまいの相談窓口」の支援体制の充実のため、相談者を適切な支援へ繋ぐことを目的として、支援者を整理したチェックシート等について協議したほか、すまいの相談窓口における相談事例に関するケーススタディを実施。
 - ・精神障害者の入居者の受入れに関する不安の軽減に向けた研修や意見交換を実施。
 - ・外国人向けサポートブックの作成に関する議論の実施。

- 第 1 回：令和 3 年 7 月 12 日（月）、13 日（火）
 ○第 2 回：令和 3 年 10 月 29 日（金）、11 月 2 日（火）
 ○第 3 回：令和 4 年 2 月 7 日（月）、14 日（月）

2. 具体的な取組

令和 3 年度は、専門部会での検討と合わせて次のとおり具体的な取組を行った。

(1) すまいの相談窓口における支援体制の充実

① すまいの相談窓口の支援体制の充実

すまいの相談窓口の相談者を適切な福祉窓口・支援へ円滑につなぎ、相談後も連携して支援を行うことを目的として、チェックシート・連携シート・相談先シート・支援者リストの検討・作成。

さらに、物件情報の提供状況や成約状況等を分析し、物件が見つからない世帯に対し確実に物件を提供するため、「すまい探し依頼票」を改良。

② 物件確保に向けた検討・取組

市内の民間賃貸住宅を所有するオーナーに対し、居住支援に対する理解醸成や、具体的に活用可能な物件の掘り起こし（要配慮者への物件提供）を目的とした、住宅セーフティネット法に基づくセーフティネット住宅登録制度に関する説明・周知を実施。

令和 3 年度 民間賃貸住宅オーナーセミナー

「相続対策の第一歩～資産を守る・活かす～〔川崎市の居住支援を相続に活かす〕」

・日 時：令和 3 年 11 月 13 日（土）14:00～16:00

・会 場：ミュージア川崎第 1・2・3 会議室（会場と ZOOM を併用して開催）

・対象者：市内の民間賃貸住宅（アパート）オーナー及びその家族 19 名

・講 師：日本賃貸住宅管理協会神奈川県支部 加藤副支部長（居住支援協議会 幹事長）

(2) 居住中の支援（体制やサービス等）の見える化

①地域自立支援協議会との連携

家主や不動産事業者に安心して物件を提供してもらうためには、どのような支援体制を構築すべきかを住宅・福祉関係者が一緒に考え、お互いの立場を理解しあうことを目的として、「住宅と福祉の相互理解を進めるために」をテーマに、自立支援協議会及び総合研修センターとの共催により、居住支援セミナーを開催した。第2部として、不動産事業者と障害者福祉団体の意見交換会を実施することで、相互に抱える課題を再認識し、より効果的な支援体制の構築を検討する機会となった。

住宅と福祉の相互理解を進めるための研修及び意見交換会

(川崎市居住支援協議会・川崎市地域自立支援協議会の共催)

・日 時： 令和4年1月24日(月) 14:00～16:30

・会 場： 川崎市産業振興会館11階第6会議室（並行してZOOMによる出席も対応）

第1部 講演「精神障害者等の住宅確保要配慮者の住まいの確保の促進に向けて」

講師 東洋大学ライフデザイン学部 山本 美香 教授(主な研究テーマは地域福祉と居住支援)

14:00～15:10(オンライン併用開催)

第2部 意見交換「より充実した居住支援体制の具体的な協働・取り組みに向けて」

15:20～16:30(会場のみ)

②他都市の取り組みについての検討

宮崎市自立支援協議会の取り組み「生活サポートシート」を通じた、重層的かつ継続可能な支援体制を検討。

(3) 入居者退去時の対応に関する不安等の軽減

①「外国人向け賃貸借契約に関するサポートブック」の作成

外国人入居者が、民間賃貸住宅への入居(賃貸借契約)に伴い発生する権利や義務、必要な手続きや、日本で暮らす上でのルール・マナーについて知り、生活の中で意識する機会を持つことでトラブルを抑え、結果として、家主や不動産事業者の不安・負担の解消につながることを目的とした「外国人向け賃貸借契約に関するサポートブック」の作成に向け、内容を整理した。

②「残置物の処理等に関するモデル契約条項」等の周知

国が策定した「残置物の処理等に関するモデル契約条項」等について、協議会会員へ周知を行った。

また、令和2年度に作成した「賃貸借契約に関するサポートブック」を不動産事業者や支援団体へ配布し、孤独死が起きた際の実際の手続きやトラブルを防止するための支援等についても周知を行った。

3. その他（講演等への協力）※事務局対応

居住支援協議会の概要（設立経緯や体制等）に関して、関係団体からの依頼等に基づき対応した。

○（一財）高齢者住宅財団

「川崎市における居住支援の取組について」の寄稿（財団ニュース）

令和3年度 決算報告(案)

[収入の部]

(単位:円)

中科目 小科目	予算額(A)	決算額(B)	増減 (B-A) △は減	備考
補助金収入	3,269,000	3,146,482	△ 122,518	
重層的セーフティネット構築支援事業補助	3,269,000	3,146,482	△ 122,518	国土交通省補助金
借入金	1,840,000	1,840,000	0	川崎市住宅供給公社からの借入
雑収入等	0	50,010	50,010	
雑収入	0	50,000	50,000	寄稿謝礼金(50,000)
預金利子	0	10	10	預金利子
当該年度収入合計(C)	5,109,000	5,036,492	△ 72,508	
前年度繰越金(D)	39,965	39,965	0	
収入合計	5,148,965	5,076,457	△ 72,508	

[支出の部]

(単位:円)

中科目 小科目	予算額(a)	決算額(b)	増減 (b-a) △は減	備考
人件費	1,968,000	1,968,000	0	
事務局人件費	1,968,000	1,968,000	0	住宅供給公社職員分
旅費	20,000	1,499	△ 18,501	
交通費	20,000	1,499	△ 18,501	住宅供給公社職員分
庁費	1,281,000	1,183,434	△ 97,566	
需用費	814,000	737,522	△ 76,478	消耗品費、事務用品、光熱費、印刷製本費
報償費	49,000	39,000	△ 10,000	講演会謝金
役務費	156,000	158,665	2,665	広告宣伝費、振込手数料
委託費	140,000	136,400	△ 3,600	ガイドブック委託料
使用料及び賃借料	122,000	111,847	△ 10,153	会議室利用料、マイク等リース代、事務所賃料
償還金	1,840,000	1,840,000	0	川崎市住宅供給公社への償還
当該年度支出合計(E)	5,109,000	4,992,933	△ 116,067	
次年度繰越金	39,965	83,524	43,559	預金利子含む
支出合計	5,148,965	5,076,457	△ 72,508	

次年度繰越収支差額 (C) + (D) - (E)	当該年度 収入合計(C)	前年度 繰越金(D)	当該年度 支出合計(E)	次年度繰越金
	5,036,492	39,965	4,992,933	83,524



会計監査報告書

令和4年5月13日、川崎市居住支援協議会会則第17条の定めるところにより、令和3年度の収支決算状況について、関係帳簿等により慎重に会計監査を行ったところ、経理等の内容は、良好かつ適正であると認められました。

令和4年 5 月 13 日

会計監事



令和4年度 川崎市居住支援協議会 事業計画（案）

令和4年度の協議会活動は、令和3年度の成果を踏まえ、次のとおり各専門部会にて具体的な取組を中心に検討を進める。

1. 総会等の開催（予定）

（1）定期総会 … 令和4年5月中旬

「令和3年度事業報告・決算」「令和4年度事業計画・補正予算案」等について議決
※早期の国費申請のため、令和4年度事業計画・補正予算案については令和4年3月中旬に臨時総会を開催し、議決されたが、国費決定等を踏まえて改めて議決。

（2）幹事会 … 令和4年4月中旬～5月中旬

定期総会における議案について検討、確認

（3）専門部会 … 令和4年7月上旬、10月中旬、令和5年1月中旬

各取組毎に専門部会をそれぞれ年2～3回開催し、ケーススタディや各会員からの提案に基づく意見交換等

2. 具体的な取組**（1）すまいの相談窓口における支援体制の充実**

すまいの相談窓口の運営にあたり、引き続き庁内や関係機関、協議会サポート店等との連携力の強化を目指すとともに、物件確保に向けた取組等を推進する。

- 庁内各部署・関係機関への説明・周知啓発
- 相談窓口の充実（相談事例のケーススタディ、関係機関との研修会など）
- 物件確保に向けた取組（オーナー向けセミナーの開催、借上住宅の分析など）

（2）居住中の支援（体制やサービス等）の活用

単身高齢者や精神障害者等に対する居住中の支援（みまもり体制やサービス等）について、有効性や実現性について検討し、家主や不動産事業者の不安が解消されるような具体的な事例や制度、地域資源等の整理する。

- 他都市協議会の活動事例等についての検討
- 精神障害者の安定した居住に向けた地域自立支援協議会との連携
- 居住支援法人の活用についての検討

(3) 入居者退去時の対応に関する不安等の軽減

入居者死亡時における家主・不動産事業者の不安や金銭的負担等の軽減に向け、退去に必要な手続きや、事前の備えとして有効な手段（保険等）について周知・活用する。

- サポートブック等の周知啓発、外国人向けサポートブックの作成
- 孤独死等に対応した保険等の整理

※その他、個別の検討事項に関しては、ワーキンググループ等により対応していく

3. 中長期的な検討

・居住支援協議会のあり方や居住支援の地域への波及について

- 今年度、国の補助金が57%減額になったことや、元々国の補助金が令和6年度までとなっておりその後の補助金交付については不明であることから、持続可能な協議会運営を見据えて、独自の運営資金の確保や運営体制の見直しについてを検討
- 協議会の取組みに関して、市域での連携体制は充足しつつある一方で、地域レベルでは住宅と福祉の連携が円滑に行われるべき課題が散見される。そのため、居住支援を推進していく上で、各地域での福祉と住宅の繋がりが重要であることから、各区や地域における住宅と福祉の連携体制の構築に関して検討

令和4年度 補正予算(案)

[収入の部]

(単位:円)

中科目 小科目	令和4年度 補正予算額(A')	令和4年度 予算額(A)	増減 (A'-A) △は減	備考
補助金収入	2,472,120	5,782,000	△ 3,309,880	
共生社会実現に向けた住宅セーフ ティネット機能強化・推進事業補助	2,472,120	5,782,000	△ 3,309,880	国土交通省補助金(R4から活動期間4月～2月)
借入金	1,355,000	2,630,000	△ 1,275,000	川崎市住宅供給公社からの借入
雑収入等	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
預金利子	0	0	0	
当該年度収入合計(C)	3,827,120	8,412,000	△ 4,584,880	
前年度繰越金	83,524	83,524	0	預金利子等
収入合計	3,910,644	8,495,524	△ 4,584,880	

[支出の部]

(単位:円)

中科目 小科目	令和4年度 補正予算額(a')	令和4年度 予算額(a)	増減 (a'-a) △は減	備考
人件費	1,115,200	2,952,000	△ 1,836,800	技師(C)単価@32,800×2人×17日
事務局人件費	1,115,200	2,952,000	△ 1,836,800	住宅供給公社職員分
旅費	1,920	30,000	△ 28,080	単価@960×2人
交通費	1,920	30,000	△ 28,080	住宅供給公社職員分
庁費	1,355,000	2,800,000	△ 1,445,000	
需用費	39,000	400,000	△ 361,000	光熱水費29,000、消耗品費10,000
報償費	115,000	700,000	△ 585,000	謝金(セミナー)、入居支援費
役務費	165,000	50,000	115,000	通信運搬費55,000、振込手数料5,000、広告宣 伝費105,000
委託費	950,000	1,500,000	△ 550,000	サポートブック外国語版作成委託950,000
使用料及び賃借料	86,000	150,000	△ 64,000	講演会会場使用料・マイク等リース費20,000、事 務所賃料66,000
償還金	1,355,000	2,630,000	△ 1,275,000	川崎市住宅供給公社への償還
当該年度支出合計(D)	3,827,120	8,412,000	△ 4,584,880	
次年度繰越金	83,524	83,524	0	預金利子、原稿料等
支出合計	3,910,644	8,495,524	△ 4,584,880	

【第6号議案】

資料6

会員の新規加入(案)

団体名 (事務所所在地)	所在地	理由	参加専門部会		
			A	B	C
川崎ロイヤル 株式会社	神奈川県川崎市川崎区駅前本町26番地 2-4017 川崎アゼリア	当事業者は、令和4年1月26日に川崎市内で初めて神奈川県居住支援法人に登録された、全日本不動産協会神奈川県本部川崎支部に所属している不動産事業者であり、居住支援法人としての活動は、主に入居相談者の内見等への同行支援や契約後の見守り支援等を実施する。 本市の協議会へ参画することによる効果は、住宅確保要配慮者への見守り支援等を実施する立場として意見を頂くことで、見守り支援による効果や課題を検討するきっかけとなることや、他の居住支援団体と連携することで、各事業者の負担が軽減されることが見込まれるため		○	

川崎市居住支援協議会 会則別表(第4条関係) 改正(案)

川崎市居住支援協議会会則 新旧対照表

新		旧	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
区分	会員	区分	会員
居住支援団体	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 社会福祉法人 照陽会 川崎市地域自立支援協議会 川崎市内地域包括支援センター ※ 川崎市介護支援専門員連絡会 特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 特定非営利活動法人 楽 中高年事業団やまて企業組合 川崎支店 特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 一般財団法人 高齢者住宅財団 一般財団法人 川崎市まちづくり公社 川崎ロイヤル 株式会社 川崎市住宅供給公社	居住支援団体	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 社会福祉法人 照陽会 川崎市地域自立支援協議会 川崎市内地域包括支援センター ※ 川崎市介護支援専門員連絡会 特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 特定非営利活動法人 楽 中高年事業団やまて企業組合 川崎支店 特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 一般財団法人 高齢者住宅財団 一般財団法人 川崎市まちづくり公社 川崎市住宅供給公社
川崎市関係課	市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 市民文化局 人権・男女共同参画室 経済労働局 <u>イノベーション推進部</u> 健康福祉局 生活保護・自立支援室 健康福祉局 地域包括ケア推進室	川崎市関係課	市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 市民文化局 人権・男女共同参画室 経済労働局 <u>イノベーション推進室</u> 健康福祉局 生活保護・自立支援室 健康福祉局 地域包括ケア推進室

<p>健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課 健康福祉局 長寿社会部 高齢者在宅サービス課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害者施設指導課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課 健康福祉局 障害保健福祉部 精神保健課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害者社会参加・就 労支援課 こども未来局 こども支援部 こども家庭課 こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課</p>	<p>健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課 健康福祉局 長寿社会部 高齢者在宅サービス課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害計画課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課 健康福祉局 障害保健福祉部 精神保健課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害者社会参加・就 労支援課 こども未来局 こども支援部 こども家庭課 こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課</p>
---	--

※川崎市内地域包括支援センターについては、2センターが会員となる

令和4年度 川崎市居住支援協議会 想定スケジュール(案)

	(3月)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
総会		● 臨時総会(3月中旬) ・新年度予算、事業計画		● 定期総会(5月中～下旬) ・前年度決算、事業報告										・臨時総会后、国費申請予定 ・定期総会后にて3年度の決算など確認予定 ・その他、必要に応じて臨時総会
幹事会		⇔ 幹事会①(3月中旬) ※持ち回り ・臨時総会での議決事 ※幹事会の事前調整 ※新年度役員確認	⇔ 幹事会②(4月下旬) ※持ち回り ・定期総会での議決事項の承認 など											・定期総会前に開催 ・新年度の役員交代等について確認 ・令和4年度の専門部会での検討テーマと部会割りについて
専門部会		居住支援協議会 専門部会			● 第1回(7月上旬)			● 第2回(10月中旬)			● 第3回(1月中旬)			A部会: ・すまいの相談窓口の相談事例についてのケーススタディ ・サポートブック等を活用した庁内各部署・関係機関への説明・周知啓発 ・家主向けセミナーや、関係機関との研修会の開催
														B部会: ・地域自立支援協議会との連携 ・他都市居住支援協議会等の活動事例についての整理
														C部会: ・令和2年度に作成した賃貸借契約に関するサポートブックの外国語版の作成。 ・神奈川県居住支援協議会等と作成した貸主向け保険商品ガイドブックを活用した孤独死対策保険の活用、サポートブックの活用方法の検討。
														全体: ・居住支援協議会の持続可能な運営のため、独自の運営資金の確保や運営体制について、他都市事例を整理し、検討。
その他		● 応募手続き	● 交付申請											・協議会運営費(国費)の応募及び交付申請手続き (今年度の国費の対象となる事業期間は令和4年2月28日まで)
														・大規模災害時の賃貸型応急仮設住宅の対応について、県及び市で作成した不動産事業者向けマニュアル及び概要版を活用し、不動産団体と意見交換を行いながら、制度について周知・啓発等を行い、被災者の住宅確保を円滑に行えるよう取り組んでいく。

川崎市居住支援協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、川崎市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人市民その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、川崎市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための啓発活動及び民間賃貸住宅の賃貸人からの物件提供促進のための環境整備に関すること。
- 四 その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 あらたに会員になろうとするものは、次条において規定する会長に入会を申し込み、同条において規定する幹事の総数の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

第2章 役員

(役員の種類及び選任)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 2名
 - 三 幹事 10名程度
 - 四 会計監事 1名
- 2 役員は、本会の会員のうちから総会で選任する。
 - 3 幹事及び会計監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 会計監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、1年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

第3章 組織

(総会)

第8条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

- 2 総会は、次の事項を承認議決する。
 - 一 本会の事業計画及び予算に関すること。
 - 二 本会の事業報告及び決算を承認すること。
 - 三 会則の制定及び改廃に関すること。
 - 四 専門部会の設置に関すること。
 - 五 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(幹事会)

第10条 幹事会は、幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項について決定する。
 - 一 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - 二 総会に付議すべき事項
 - 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 3 幹事長は、幹事の互選とし、その議長となる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集する。

(専門部会)

- 第11条 専門部会は会長が指名する者をもって構成し、部会長が召集する。
- 2 部会長は、部会員の互選とし、その議長となる。
 - 3 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の下に分科会又はワーキンググループを設置することができる。この場合、各専門部会合同の分科会又はワーキンググループを設置することもできるものとする。
 - 4 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(連絡調整会議)

- 第12条 会長は、総会、幹事会及び専門部会のほか、活動内容の中間報告や事業実施にあたり必要となる会員相互の連絡調整のため、必要に応じて連絡調整会議を開催することができる。

(事務局)

- 第13条 本会の事務、経費の管理等を行うために、川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課及び川崎市住宅供給公社に事務局を置く。

第4章 会計

(経費)

- 第14条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、初年度においては、本会の設立日から直近の3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

- 第16条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。
- 2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査及び報告)

- 第17条 会計監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 個人情報等

(秘密の保持)

- 第18条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護)

第19条 本会が取り扱う個人情報の保護に関しては、川崎市個人情報保護条例のほか関連する規定を準用する。

この場合において、「実施機関」とあるのは「本会」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(雑則)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会で定める。

附 則

この会則は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年5月29日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	会 員
宅地建物取引業者	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎南支部 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎中支部 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎北支部 公益社団法人 全日本不動産協会 川崎支部
賃貸住宅事業者	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 神奈川県支部
居住支援団体	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 社会福祉法人 照陽会 川崎市地域自立支援協議会 川崎市内地域包括支援センター ※ 川崎市介護支援専門員連絡会 特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 特定非営利活動法人 楽 中高年事業団やまて企業組合 川崎支店 特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 一般財団法人 高齢者住宅財団 一般財団法人 川崎市まちづくり公社 川崎ロイヤル 株式会社 川崎市住宅供給公社
法務省	横浜保護観察所
川崎市関係課	市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 市民文化局 人権・男女共同参画室 経済労働局 イノベーション推進部 健康福祉局 生活保護・自立支援室 健康福祉局 地域包括ケア推進室 健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課 健康福祉局 長寿社会部 高齢者在宅サービス課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害者施設指導課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課 健康福祉局 障害保健福祉部 精神保健課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害者社会参加・就労支援課 こども未来局 こども支援部 こども家庭課 こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課

※川崎市内地域包括支援センターについては、2センターが会員となる